

防府市乳児等健康診査実施要綱

平成9年4月1日制定

(目的)

第1条 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条の規定により実施される乳幼児の健康診査の一層の徹底を図るため、乳幼児健康診査について、医療機関に委託して行い、乳幼児の保健管理の向上を図る。

(実施主体)

第2条 防府市とする。

(実施機関)

第3条 防府市長が委託契約を締結した医療機関とする。

(一般健康診査等)

第4条 乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査（以下、「一般健康診査等」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 対象者

一般健康診査等の実施日において防府市に住民登録を有し、乳児一般健康診査受診票又は1歳6か月児健康診査小児科受診票、3歳児健康診査小児科受診票を提示した乳幼児とする。

(2) 一般健康診査等の内容

ア 問診及び診察

乳幼児の家族の育児面での情緒を養い、乳幼児に対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うものとする。

イ 尿化学検査（蛋白、潜血、糖について試験紙等による半定量検査）

ウ 血液検査（赤血球、血小板）

医師の判断により行わないことができるものとする。

エ 視力、聴力検査（3歳児健康診査のみ）

事前に家庭で保護者が実施した検査についての判定を行う。

(3) 一般健康診査等の時期及び公費負担の回数

公費負担による一般健康診査等は、原則として生後1～2か月、生後3～4か月、生後7～8か月、1歳6か月（満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児）及び3歳（満3歳を超え満4歳に達しない幼児）の各1回とする。

(精密健康診査)

第5条 乳児精密健康診査、1歳6か月児精密健康診査及び3歳児精密健康診査(以下、「精密健康診査」という。)は、次の各号のとおりとする。

(1) 対象者

精密健康診査の実施日において防府市に住民登録を有す乳幼児であつて、一般健康診査等の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある乳幼児とする。

(2) 精密健康診査の内容

一般健康診査等の結果、その必要に応じて行う第4条第1項第2号以外の診査とする。

(3) 精密健康診査の公費負担の回数

精密健康診査の公費負担の回数はそれぞれの健康診査において1人につき、1回とする。ただし、1回で確定診断がつかない場合又は精密健康診査が2つ以上の診療科に及ぶ場合は2回以内とする。

(公費負担額)

第6条 公費負担額は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般健康診査等

防府市長が別に定める額とする。

(2) 精密健康診査

精密健康診査に要した費用のうち、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額から保険者が負担すべき額を控除した額とする。

(費用の請求及び支払)

第7条 委託医療機関は、乳幼児健診等に係る費用を請求しようとするときは、当該月分をとりまとめ、翌月の10日までに支払請求書に受診票を添えて、防府市長に提出するものとする。

2 防府市長は、委託医療機関から請求書を受領したときは、その内容を審査し、その日から30日以内に支払うものとする。

(母子健康手帳の活用)

第6条 一般健康診査等及び精密健康診査の実施においては、母子健康手帳の

内容を参考として、それまでの発達状況等を確認するとともに、実施した一般健康診査等及び精密健康診査の結果について、同手帳に記入する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に出生した乳児から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に出生した乳幼児から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。